

報告第 1 号

専決処分の報告について《物損事故（R4.10.7 京都府与謝郡与謝野町地内）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 1 月 17 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第 1 4 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京都府与謝郡与謝野町地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 4 年 1 0 月 7 日、高龍小学校 4 年生が社会見学で旧加悦町役場内に所在の与謝野町観光協会を訪れた際、休憩時間中に児童が室内で走りまわり、誤って壁に衝突し、壁の一部に損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 3 9 , 6 0 0 円

3 損害賠償の相手方 京都府与謝野町長 山添 藤真